第４５回大阪府障がい者施策推進協議会　議事録

日　時：平成３０年１０月３１日（水曜日）

午前１０時から１２時

場　所：大阪赤十字会館　３階　3０２・３０３会議室

出席委員（五十音順、敬称略）

　（一財）大阪府身体障害者福祉協会評議員　　　　　　　　　　　嵐谷　安雄

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会代表幹事 　　　　　　　井上　泰司

（公社）大阪聴力障害者協会会長 　　　　　　　　　　　大竹　浩司

（一社）大阪精神科病院協会会長 　　　　　　　　　　　河﨑　建人

（公社）関西経済連合会理事・労働政策部長　　　　　　　　　　神田　彰

（公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長 　　　　　　　倉町　公之

（一財）大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長　　　　　　　　柴原　浩嗣

（一財）大阪府視覚障害者福祉協会会長 　　　　　　　　　　　髙橋　あい子

大阪ともだちの会 全国本人活動連絡協議会 　　　　　　　壷井　一平

武庫川女子大学 文学部心理・社会福祉学科教授　　　　　　　 新澤　伸子

大阪自閉スペクトラム症協会理事 　　　　　　　　　　　福田　啓子

大阪府市長会健康福祉部会長（大阪狭山市長）　　　　　　　　古川　照人

障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議議長　　　　　　古田　朋也

* 関西学院大学人間福祉学部名誉教授 　　　　　　　　　　　牧里　毎治

（一社）大阪知的障害者福祉協会会長 　　　　　　　　　　　松上　利男

（特非）大阪難病連理事長　　　　　　　　　　　　　　　　　　松本　信代

大阪府障がい者スポーツ協会事務局長 　　　　　　　　　　　宮村　誠一

大阪精神障害者連絡会代表　　　　　　　　　　　　　　　　　山本　深雪

　　大阪保健医療大学 保健医療学部リハビリテーション学科教授　 吉田　文

　　関西福祉科学大学 社会福祉学部社会福祉学科教授　　　　　　 吉田　初恵

◎会長

○事務局

それでは、定刻になりましたので、ただ今から「第４５回大阪府障がい者施策推進協議会」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましてはご多忙のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　会議に先立ちまして、ご報告させていただきたいことがございます。本協議会の委員にご就任いただいておりました精神障害者社会復帰促進協会理事長の殿村（とのむら）委員が、今年の６月１６日にお亡くなりになりました。謹んでお悔やみ申し上げます。

　それでは、開会にあたり福祉部長の岸本より一言ご挨拶申し上げます。

○事務局

皆様、おはようございます。福祉部長の岸本でございます。本推進協議会でのご挨拶が本日となりましたことを、まずもってお許しいただきたいと存じます。

本日は大変ご多忙の中、「第４５回大阪府障がい者施策推進協議会」にご出席いただきまして誠にありがとうございます。協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

　委員の皆様方には、障がい者施策の推進につきまして大所高所から、また、さまざまなご専門の立場から貴重なご意見、ご指摘、ご提言をいただいており、深く感謝申し上げます。

　さて、昨今、障がい者の雇用に関しまして、国や自治体における雇用の水増しということが大きな社会問題となってございます。

この問題の背景にはコンプライアンス意識の欠如はもとより、行政機関に障がい者雇用を率先垂範すべきといった意欲が欠如していたと言われても致し方ない状況にあるものと考えており、改めまして障がい者計画に掲げております基本理念や基本原則の重要性を痛感しているところでございます。

　大阪府では、これまでさまざまな施策に取り組んでおりますが、引き続き障がい者の雇用、就労支援をはじめ共生社会の実現に向けて努力してまいりたいと存じます。

　ところで、今、大阪府では、「いのち輝く未来社会のデザイン」ということをテーマといたしまして、２０２５年の万国博覧会の誘致を目指しております。ただ今も東南アジアの圏域の中で、まだ賛否が明らかでないところで、マレーシア、パキスタンへ知事が訪問してお願いに上がっているということでございます。

この「いのち輝く」という言葉でございますが、これは障がいのある人もない人も一人ひとりが人として尊重され、そしてその人らしく生きる。延いてはそのことをしっかりと支える社会づくりの実現にもつながっていくものと考えております。１１月下旬には開催地が決定されるということでございますが、大阪での開催を期待しているところでございます。

本日は、昨年度末で計画期間が満了となりました「第４期大阪府障がい福祉計画」の昨年度の実績を踏まえました３カ年の総括・目標達成状況についてのご報告。それから、併せまして、本協議会に附属する各部会の活動状況等をご報告させていただきたいと考えております。大阪府といたしましては、さまざまな方々の参画と共同化の下に、より一層、社会全体での取り組みを推進していきたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見等を賜りますようお願い申し上げたいと存じます。本日は、何卒よろしくお願い申し上げます。

○事務局

岸本部長は公務のため、ここで退席させていただきます。ご了承願います。

○事務局

現在の委員は、お手元にお配りしております名簿のとおりでございます。本日は委員数２９名のうち２０名のご出席をいただいております。大阪府障がい者施策推進協議会条例第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。

続きまして、新たに協議会委員にご就任いただき、本協議会からご出席いただいております委員をご紹介させていただきます。

公益社団法人関西経済連合会理事・労働政策部長の神田委員です。

特定非営利活動法人大阪難病連理事長の松本委員です。

関西福祉科学大学社会福祉学部社会福祉学科教授の吉田委員です。

なお、本日ご都合によりご欠席となりますが、大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類の小野達也教授にも新たに委員にご就任いただいております。

続きまして、事務局ですが、障がい福祉室をはじめ関係課が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

左上をクリップ止めにさせていただいておりまして、１枚目から「第４５回大阪府障がい者施策推進協議会」の次第でございます。

１枚めくっていただきまして、施策推進協議会委員名簿でございます。

次に、配席図でございます。

資料１－１　第４期大阪府障がい福祉計画の達成状況について

資料１－２　第４期大阪府障がい福祉計画平成２９年度実績のレジュメ

資料２　平成２９年度障がい者施策推進協議会の各部会の活動状況について

資料３　大阪府障がい者施策推進協議会要綱

資料の不備等がございましたら事務局までお知らせ願います。よろしいでしょうか。

なお、大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。また、配付資料とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

次に、この会議には手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員等がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるようゆっくり、且つはっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり言及されたりする場合には具体的な箇所を読み上げるなどご配慮をお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、牧里会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

○牧里会長

皆様、おはようございます。早速始めていきたいと思います。内容は結構沢山ありますので、ぜひとも積極的にご発言いただき、協議をしていただきたいと思っております。

それでは、今日の第１の議題ですが、「第４期大阪府障がい福祉計画の達成状況について」事務局からご報告をいただき、その後に皆さんからご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

○事務局

どうぞよろしくお願いいたします。それでは早速、資料のご説明をさせていただきます。

まず、資料１－１が「第４期大阪府障がい福祉計画」平成２７年度から２９年度、３年間の福祉計画の達成状況につきまして、まとめたものとなっております。

資料１－２が、同じく障がい福祉計画の平成２９年度実績に基づきまして作成しておりますＰＤＣＡサイクルマニュアルシートということでございまして、こちらのペーパーのほうはそれぞれの成果目標ごとに評価、それから改善と言ったところの分析について詳細に記載した資料となっておりますので、１－１を中心に説明させていただきますが、こちらのＰＤＣＡサイクルシートも横に置いていただきながら、聞いていただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず資料１－１でございます。一つ目の大きな目標でございます。施設入所者の地域生活への移行というところでございます。数値目標といたしましては、二つ目標を掲げておりました。まず一つ目は、平成２５年度末時点の施設入所者の５.６％に当たる２８３名の方が、平成２９年度末には減っているという目標を立ててございました。こちらにつきましては平成２９年度末の実績が１４４名ということで、計画には達成していない状況となってございます。

大きく二つ目の目標が、地域生活の移行者数というものでございます。こちらにつきましては平成２５年度末時点の入所者の１４.９％に当たる７４６名の方が、平成２９年度までに地域に移行していただくという目標でございました。こちらにつきましては平成２９年度末時点での実績が６１３名ということで、未達成ということになってございます。

これらの結果の要因分析、考察をしているところでございますが、毎年一定数の施設入所者の方が地域移行はされているという一方で、障がい当事者の方の重度化、高齢化、そして、家族等の高齢化に伴いまして、一定の入所需要があるということもございまして、施設入所者数自体は大きく減少することがなかったというふうに考えてございます。

このようなことを受けまして、今後の課題といたしましては、このような施設入所者の方の重度化、高齢化という現実を踏まえまして、引き続き障がい当事者の方の一人ひとりの状況に合わせました丁寧な地域移行支援というものが、今後、ますます必要になってくるというふうに考えております。

また、地域移行に際しましては受け皿の確保ということ、それから、支える側の人材育成というものが重要になってきております。このような地域移行を促進するための具体的な方策につきまして検討していくとともに、国に対しましても重度化、高齢化に対応したグループホームの体制強化につきまして、働きかけていきたいと考えております。

　このような取組につきましては、資料１－２の２ページ目、点字資料では８ページ目になっておりますが、市町村の取組といったものを促進していくために、自立支援協議会、地域支援推進部会のほうに基盤整備促進ワーキンググループを設置いたしまして、具体的な方策というものを検討していきたいと考えております。

　では、資料の２ページ目をご覧ください。点字資料では４ページ目になります。

二つ目の大きな目標値でございます。入院中の精神障がい者の地域生活への移行ということでございます。こちらは目標値を三つ定めております。一つ目が入院３カ月時点の退院率を６４％にしようというもの。それから、二つ目が入院１年時点の退院率を９１％にしようというもの。それから、三つ目が１年以上の長期在院者数の減少率を１８％まで持ってこようという目標を掲げておりました。

数値目標の一つ目と二つ目に関しましては、退院率の算出方法が国で変更されたということもございまして、本日お示ししております数値は平成２８年度の実績ということになっております。平成２９年度の実績は平成３０年度末に確定するということでございます。

この結果でございますが、３カ月時点の退院率につきましては平成２８年度実績とはなりますが６１.４％ということで、少し国の目標には到達していないという状況でございます。二つ目の１年時点の退院率でございますが、こちらにつきましては平成２８年度時点で９１％ということで、目標値に達成しているような状況でございます。最後、三つ目の長期在院者数の減少率につきましては、１８％の目標に対しまして１３.２％ということで未達成ということになっております。

こちらの要因分析、考察をしているわけですが、ご覧いただきましたとおり新規に入院される患者様のほぼ９割は１年以内に退院されている状況ということでございまして、長期の在院者数自体は年々減少しているということでございます。しかし、入院期間が長期になるほど退院というものが難しくなってきているということでございますので、ご本人に対する地道なアプローチというものも必要になってきているというふうに捉えております。

　また、精神科病院からの地域移行というものをさらに促進していくためには、病院側のスタッフさんの地域移行に対する理解促進でありますとか、受け入れ先でございます地域、市町村の体制整備というものが不可欠であるというふうに考察しております。

このような状況を踏まえまして、大阪府といたしましては平成２９年度、昨年度から長期入院精神障がい者退院促進事業というものを３カ年集中ということで実施しております。大阪府といたしまして、広域コーディネーターを雇用いたしまして、そのコーディネーターに病院に行っていただいて、地域移行の理解促進への働きかけをしていただく。それから、入院されているご本人へのアプローチをかけるということで、地域移行の可能性のある対象者の方へのアプローチ・働きかけ、そして、その方を市町村につなげていくという役割を担って日々活動をしているところでございます。

今後の課題でございますが、今回は第４期ということでございますが、平成３０年度から新たに第５期の障がい福祉計画が定められておりまして、その成果目標にもなっておりますが、精神障がいにも対応いたしました地域包括ケアシステムの構築に係る保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置運営というものを、きちんとやっていくということが重要になってくると考えております。

また、入院が長期化することによりまして、退院阻害要因というものが複雑化しているということもございますので、よりきめの細かい退院促進支援というものが必要になってまいります。そのようなことを受けまして、現在活動を進めております広域コーディネーターによる働きかけといったものの取組を継続しつつ、国に対しましても精神障がい者の特性に合いました制度改正等につきまして、働きかけをしてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、（３）「障がい者の地域生活の支援」という、大きく三つ目の目標になっております。点字資料では７ページの下のほうになります。目標値といたしましては、地域生活支援拠点等の整備ということでございまして、各市町村単位、もしくは圏域単位で少なくとも一つを整備していくという目標を掲げておりました。

こちらの目標につきましては、全国的にも整備が進んでいないということでございまして、新たな平成３０年度からの新しい障がい福祉計画におきましても、同じ目標を掲げるということになっております。大阪府の平成２９年度末時点での実績ということで申し上げますと４箇所の整備がなされたということでございます。

こちらにつきましての課題ということで書かせていただいておりますが、市町村との意見交換を通じまして現状把握、そして課題整理を進めているわけですが、市町村の取組を促進するための具体的な方策の検討でございますとか、財源措置に関する国への働きかけというものを、今後も引き続きやってまいりたいと考えております。

こちらにつきましては先ほど地域移行のところでも申し上げましたが、市町村の取組を促進していくために、自立支援協議会、地域支援推進部会に基盤整備促進ワーキンググループを設置しまして、具体的な方策というものを検討していきたいと考えております。

では、次のページをご覧ください。点字資料では９ページになります。（４）といたしまして、「福祉施設から一般就労への移行等」ということでございます。この中には四つの数値目標を掲げております。

一つ目が一般就労への移行者数ということでございまして、平成２４年度末の１.５倍に当たります１５００人の方に、平成２９年度末で一般就労していただきたいという目標でございました。こちらにつきましては、実績が１４９２名ということで、ほぼほぼ達成している状況になっております。

二つ目の数値目標は、就労移行支援事業所の利用者数に係る目標でございます。こちらは、平成２５年度末利用者の１.６倍に当たる数、２９７８名の方に就労移行支援事業を利用していただきたいという目標でございました。実績につきましては３２４０名ということで、目標値を２６２名オーバーするという達成状況ということになっております。

三つ目の目標でございます。就労移行率が３割以上の実績を持った事業所を全事業所の半分にまで持ってこようという目標を掲げておりました。こちらにつきましては、実績が３７.８％ということで未達成になっております。

最後が四つ目でございます。こちらは大阪府独自に定めております目標ということでございまして、Ｂ型事業所の工賃の平均額を１万３９００円にしようという目標でございました。こちらの実績につきましては１万１５７５円ということで、未達成という状況でございます。

こちらの要因分析、そして考察ということで、点字資料では１１ページからになります。

まず、市町村、そしてハローワーク、各地域の企業様、そして就ポツセンターといいました関係機関との連携強化という取組を進めてまいりましたことによりまして、一般就労への移行をされる方というものは増加傾向で推移してきたということでございます。

また、研修を通じました各事業所の支援力の向上でありますとか、就労移行率、実績の高い事業所の取組事例といったものを普及させるというような取組の効果が出てまいりまして、就労移行率３０％以上の就労移行支援事業所の割合も増加してきているということでございます。

ただ一方で、ノウハウ不足として地域との連携が不十分といったことによりまして、全く就労移行実績のない移行支援事業所といったものも全体の２６.８％あるという事実もございまして、このような移行支援事業所の実績の二極化というものが大きな課題になってきているということで認識をしております。

また、一般就労していただければそれでいいということではございませんので、今後は就労定着というものもきちんと図っていかなければいけないということでございますので、一般就労の方が増えてきているということに伴います就職後の職場定着支援の強化といったものも今後の大きな課題であると認識しております。

また、就労移行支援事業所利用者数はずいぶん増加してきているわけでございますが、こちらの要因といたしましては障がい者数全体の増加、あるいは就労移行支援事業に係る事業所数の増加といった要因もございますが、精神障がいのある方の利用者数の伸びというものが最も大きな要因として考えられたという分析でございます。

また、工賃につきましては目標には達しておりませんでしたが、微増ということで推移しておりまして、行政の福祉化の取組といたしまして事業所の集中拡大でありますとか、販路開拓という、このような取組を今後も継続してやってまいりたいと考えております。

事務局から以上でございます。

○牧里会長

はい。それでは、ここから皆様方からご意見、ご質問を含めて頂戴したいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員

はい。皆様、おはようございます。よろしくお願いします。

　まず、施設からの地域移行ですが、まだまだ地域移行は進まずに、１０年以上の入所者が確か６、７割いらっしゃって、３０年、４０年施設の中でずっと暮らしておられる方が多いと思いますが、本人さんにとっては地域移行できないということではなくて、やはり自分が地域で生活できないと思い込まされているような現実がまだまだあります。

　よくアンケートを入所者に取りますが、行政からも取っていただくのですが、やはり何が地域に出てから不安なのかといいますと、介護がないのではないかとか、緊急時に助けてくれる人がいないのではないかということで、全く地域生活のイメージができていない。一人で生活しなければならないと思い込まされているような現状があります。

　そうではなくて、いろいろなサービスを組み合わせて、どんなに障がいが重くても暮らし続けられるのだということを、やはりどのように丁寧にお伝えしていくかということが大事かと思っております。

　そのためには、地域の生活をきちんと伝えに行ったりとか、当事者から話をしてもらうとか、あるいは体験の取組というものが大事になりますが、地域移行支援の取組というのは本人さんが地域移行を決意してから、契約してからしか使えないというような問題があります。本当は地域移行を決意するまでの間、いろいろ迷いも出ることでしょうし自信のなさもあるでしょうが、そこをどのように丁寧にフォローしていくかが大事なのですが、国の報酬は今年度から改定されましたが、まだまだ前さばきといいますか、前段階の取組の補償がないという大きな問題があります。

　大阪市では、精神の地域移行について前さばきの取組がスタートいたしました。大阪府でも精神の広域コーディネーターとかありますが、少し前さばきの取組をどのように進めて行くのかということを、ぜひともワーキングで具体的に検討していただきたいと思っています。

といいますのも、次の資料１－２の１ページのところですが、地域移行で数は出ておりますが、１３０人とか毎年地域移行していますが、ただ地域移行支援はそのうち６５人とか５６人になっていますが、これは精神の地域移行が大半を占めていまして、後ろの資料を見ますと身体・知的の入所施設からの移行というのは、ほとんど限られているような状態があります。

例えば平成２９年度でしたら身体が７人、知的が１１人となっています。それ以前のデータが示されていませんので、また示していただければと思いますが、地域移行支援につながっていないということは、ほとんどは施設がグループホームを造って自前で移行しているとか、あるいは自力で在宅に戻っているという状態が地域移行はどうしても多いのではないか。前、大阪市で見てみますと地域移行支援のカウントが間違っていたということが分かりまして、どのようなことかといいますと強度行動障がいの人が施設から追い出されてロングショートになっている。それも地域移行にカウントしていたというような問題がありました。

　市町村は施設入所支援から外れたら地域移行としてカウントしてしまっているような現状もありますので、丁寧に行き先とか、誰が地域移行に取り組んだのか、どこへ行ったのかというところまで丁寧に把握されるべきだと思いますが、そのようなデータがありましたらまたお示ししていただきたい。

　それから、精神の地域移行についても、広域コーディネーターの実績も併せて示していただきたいと思っています。まだまだやはり取組は進んでいませんので、３カ年と言わず、これをさらに延長する必要があるのではないか。あるいは次の一般就労への移行についても工賃のことが書かれていますが、今年からの報酬改定で就労継続支援Ｂ型の平均月額工賃１万円未満で大きく減算されて大変な状態になっております。

今、大阪府としては他都市とも連携して、月額で計算するのではなくて日額とか時間額で計算して出してくださいという見直しを国に求めているかと思います。といいますのも、精神障がい者の利用の場合、日数がそんなに毎日来られる人はいなかったり、あるいは時間的に長時間いることができないという問題がありまして、どうしても月額工賃で換算しますと下がってしまうと。ですから大阪は全国で一番工賃が低い。あるいはそれは逆に裏返せば、重度障がい者だとか精神障がい者が多いのではないかと思われます。

　ただこのまま放っておきますと、その重度の人ですとか精神障がい者、短時間利用の人、効率の悪い人はこれから事業所から閉め出される、拒否される恐れもありますので、ぜひとも国に対して見直しを要望していただきたいと思っています。以上です。

○牧里会長

はい。ありがとうございました。他にどうでしょうか。

○委員

施設入所者の地域移行の問題ですが、確かに今後の課題で指摘されているようなことだと思いますが、私どもとしてももう少し関係の、府の部局との連携でありますとか、それから発達障がい者支援センターに地域支援マネージャーというものもできていますのでその辺も踏まえて、特に行動障がいの人の地域移行ということがやはり大きな課題になっていると思いますので。コミュニケーションを考えれば本当に具体的にどのような課題があるのかということについて、もう少し深めていただいて取り組む必要があるかと思っておりますし、何かそのような具体的なところについて私どももご提案していきたいと思っていますし、行政との関係機関との協力も図って進めていきたいと思っております。

　グループホームが受け皿になっていくのですが、やはりグルーホーム建設についての地域の理解不足がすごくありまして、私どもの法人でももうグルーホームの建設に反対されて３回ぐらいは挫折しているというような状況が一つあるということですので、そのような地域の方々への理解促進ということが非常に重要かと思っております。

　それと、やはり専門性の問題で、私ども協会としてのその辺の人材の育成ということでもっと取り組んでいく必要がありますが、特にこの行動障がいの人については特性の理解と具体的なアセスメント力が非常に不足している。そのような中で適切な合理的配慮に基づく支援が提供されないという。その中で虐待事案が発生しているということもございますので、そこも何とか具体的に対策を立てていく必要があると思っているところです。

　それと、それぞれの各市における自立支援協議会の中で地域移行の部会みたいなものを本当につくられて、実際に具体的な議論がなされているのかという。その視点が少し分からないのです。やはり市町村が責任を持って地域移行のところを進めていくことが重要ですので、その辺ももし大阪府のほうで自立支援協議会の中での地域移行の取組について何か発表されていることがあればお聞きしたいと思っています。

　それから、障がいの支援区分の問題で、行動障がいについての行動関連の項目の評価の

ことです。行動障がいが減れば支援区分が下がるという理解をされている市町村がありまして。行動障がいが下がる、要するに行動改善がされるということは、環境も含めた支援が充実しているわけで、それだけのサポートをしているから行動的な課題が改善されていく。国もそのように行動関連の項目の評価については環境との関係で、支援との関係で見なさいと言っているにも関わらず、行動が改善されたから支援区分が６から５とか４になっているというところを出してくるところがございますので、この辺も市町村自体の担当者が理解していないという。

そのようになりますとなかなかグルーホームで重度の人が地域移行するということが進まない、運営的にできなくなりますので。その辺の実態も含めて把握していただきたいですし、そのためにはもう少しコミュニケーションを、私どもの業界も含めてしていく必要があるという。そのような感想を持ちました。

○牧里会長

はい。少しお待ちくださいね。どうぞ。

○委員

３点ほどございますが、入院中の精神障がい者の地域移行の関係です。これにつきましては、自立支援協議会の中のワーキングでいろいろ具体的に検討が進んできたいという、それを期待していますが、ただ２ページにあります実績を見ますと大変な実績です。３カ月時点とか、１年時点の人の退院率は比較的進んでいますが、長期在院者数の減少、これは非常に進んでいない。

これは地域移行というものが、どのように考えられているのか分かりませんが、実家に帰るとか、それから地域で生活できるようにするとか二つあると思いますが。やはり今後は地域で生活できるようにいろいろなものを整備していくとか、支援体制をつくっていくとか、そのようなことが非常に重要だと思いますのでこのように議論される場合に、退院の実績がどちらのほうなのか、そのようなデータをぜひ出していただいて、地域に移行するにはどのように進めていくべきなのか、このような議論をもっと進めてほしいと思います。

　といいますと精神障がい者の関係は、グループホームは非常に少ないのです。いろいろな調査をやっていますが、グループホームよりは単独で生活したいという。そのような意向も強いのです。精神障がい者の場合は。そのようなことも踏まえて地域移行に対してどのようにもっと支援していくのかということを、このワーキングの中でももっと議論していただきたいと思っています。

　それから、報告の中で少し思いますのは、大阪府の広域コーディネーターがいろいろ働きかけをされていると言われていますが、これは今、実数どれぐらいなのか。目標としては何名配置しようとしているのかということを説明していただきたい。

　それからもう一つ、精神障がい者の特性に合った制度改善等について国への働きかけが必要と書いてありますが、精神障がい者の特性に合った制度改善というのはどのようなことを具体的に考えておられるのか。その辺をお聞きしたいと思います。以上です。

○牧里会長

はい。では、どうぞ。

○委員

この会議は計画の目標を達成していくにあたって、ＰＤＣＡサイクルということで制度の有効性とか体制整備の有効性とか、そのようなことが検証されていくことがここの議論の中心的な課題なのだと思いますが。それにあたって事前にご説明を受けたときも具体的にそれぞれの制度の枠組みの中で、どこに問題があってなかなか進んでいかないのかという実態をしっかりと把握した上で次の手立てを考えなければ、数字的に目標達成しました・しませんでしたみたいなところの議論ではあまり意味がないのではないですかというご意見も差し上げたところです。

それでいいますと例えば、入所施設からの退院促進移行に関わっては、相談支援事業所が一定そのような役割を果たすということが制度的には位置づけられていますが、それがどの程度有効に機能しているのか。なぜ機能しないのかという視点で、具体的な取り組み状況等に関わって、要するに事前の対応というのは入所施設の側からなかなかしにくい。そこで相談支援事業所が訪問に行って本人の意向という形で、確か制度的にはつくられてきたと思います。

　それが本当に有効に機能しているのか、どうなのかということとか。それから、就労移行についても就労移行支援事業所数はいいのですが、なぜその３割以上の移行者をつくれない事業所がこれだけの比率になっているのか。その原因は何なのかというところの分析がなければ次、ではどこに重点を置いて施策を展開していけばいいのかということ等についても、なかなか議論ができないのではないかと思います。

それから、地域生活支援拠点についっても今度またワーキングがありますが、一応、具体的な提言もして市町村との対話を図っていますが、どうも聞きますと市町村は地域生活支援拠点が何なのかよく分からず、こればかり言いはるということでいいますと、大阪府としてはどのような役割を果たしていくのかということだと思いますが。例えば地域生活支援拠点の必要性ということは、残念ながら入所施設の問題点、これもぜひ分析していただきたいと思いますが、入所施設についてはここの中にもありますように、ニーズは下がらないのだと。重度化、高齢化に基づいてニーズは下がっていませんので、削減計画の実施が非常に難しいのだという意見を書いてありますが。何で個々のニーズが高いのかということについての分析をしない限り、課題としては解決していかないのではないかと思います。

　特に地域生活支援拠点は親亡き後の問題が出てきていますので、精神障がいの方もそうですし、特に今ロングショートになっている状況等々の方々の多くは、精神障がいのかなり重度で、なかなか集団生活が営みきれないという方々とか。それから、やはり行動障がいの方々が、なかなかそのような形でずっと家族生活だけをやってきて、ある日突然家族が倒れたときに、ショートでと言っても対応のしようがない。本人が集団を拒否するとか他害だとか、あるいは自傷行為だとか、あるいは非常に集団生活に馴染まないという方々をいきなりショートに放り込んでも問題は解決しないわけです。

そのような方々の、何で面白いことが起こっているのかということも含めて、地域生活支援拠点の機能とは本来何なのかということの問題意識をやはり市町村に持ってもらう働きかけをしない限り、地域生活支援拠点はできないだろうと思いますが、その辺何かそれぞれつくってきた制度の中でどこに問題があるのか、なぜ進まないのかという分析をぜひしていただきたい。その辺で、例えば相談支援のところの地域移行の取組については何が問題なのかとか。それから、就労移行支援事業が何で就労移行につながっていかないのかという。そこら辺の分析についても少し補足的にご報告をいただければと思います。

○牧里会長

はい。他にどうでしょうか。ご質問とご意見。

○委員

２ページ目の入院中の精神障がい者の地域生活への移行というページについて、私はこのワーキンググループに今入っている者なのですが、入っている上でなおかつやはり気になりますので、発言させていただきたいと思います。

　一つは要因分析のところで、「患者の退院意欲は低下し」ということで毎度書かれるわけですが、ここのところは入院したときから、患者が退院したいという言葉を口にすれば、そのときには退院したいということを言うようならまだ状態は良くないな、では保護室行きかな。では退院はもう少し延びるなというふうにずっと言われ続けてきたことの時間の中で、退院したいということが口にできない。してはまずいことなのだということを、身につけて覚えていくしかないという人間関係に置かされています。

　そこのところをどう変えていくのかということを抜きに、患者の意欲が低下していることが原因なのだという、このような短絡的な表現をされることにはとても残念な気持ちが、読むたびに私はしています。もう少し患者を傷つけるのではなく、なぜ日本の精神医療が閉じ込めておけば良しとしてきた、そのつけが今出ているのだという。もう少し広い視野に立って書いていただけないものかと、とても不満を感じます。

　その上で地道な支援が必要となるのはそのとおりでして、そのようなためにも私たちはケアの自立支援員というものを提案してまいりました。そして、入院中の方に自分の退院していった体験を通じてお話しをして、諦めなくてもいいのだという関わりをしていくことができるという、その関わりに交通費実費や必要なきちんと予算を付けていただきたいということを求めてまいりました。

　そこら辺の評価が非常に、時期によってアップダウンを繰り返して、あるときは受給が付くものの、あるときはゼロになるということで、地域で取り組んで来られた方々にとってはとても振り回され感があるというふうによく聞きますので、そこら辺はきちんと今現在も関わりの中で、ピアサポーターとして病棟に訪問されている方々に対して交通費実費を付けるとか時給１０００円をつけるとか、そのような最低限のラインをずっと継続して、関わりを可能なような環境をつくっていただけますよう、改めてそこのところはお願いしたいと思います。

　そのようなことを通じて、市町村への橋渡しの取組の継続という部分の実際のところが、血管が流れていくのではないかと私たちは思っています。以上です。

○牧里会長

はい。他にいかがでしょうか。いくつか出てきましたが、特に例えば地域支援拠点というイメージが市町村ではきちんと確立していないのではないかというご指摘もありましたし、グループホームの相変わらず拒否感といいますか、地域の拒否感があったりするということのご指摘もありましたが。皆様のほうでこのように考えればどうかとか、このようなことをすればどうかというご提案はありますか。例えば地域支援拠点はイメージがなかなか難しくなってきましたが、いきなりそのグループホームに行くとか、民間に入居するとかいうことが難しければ、途中何といいますかトランジットで滞在するとか、そのような支援をもう少し組み立てることができないかとか、体験したほうがいいのではないかというご意見もありましたが、これまでのそのような取組などを見ますと結構、公営住宅とか民間の空き家を使って家賃を補助しながら保証人を付けて体験退院をするとか、もちろんまたバックされる方もいたりしますが。このような体制をつくりながら地域移行をどんどん進めていくといいますか、そのような大きな戦略がなければ、なかなか難しいのかと思いますが。そのような、このようなことをすればどうかとか、このように考えればどうかとかいうご意見があれば少し頂戴したいと思いますが、はい、どうぞ。

○委員

地域拠点も地域移行もやはり受け皿の問題に帰結するかと考えておりまして。今、地域でも８０５０問題が掘り起こせば掘り起こすほど出てきまして。親は８０代、あるいは９０代、本人が５０、６０代で、もうサービス使わずにかなり危ない状態になっている。寝屋川とかでも事件がありましたが、あのようなものの一歩手前の状態というのはかなり多く見られていまして。ただ、それに相談支援がかんでいくのですが、なかなか受け皿がなければどうしても解決できなくて、どんどん相談支援のケースも溜まっていくという悪循環に陥っています。

　それで地域移行も受け皿の問題になりますが、やはり多様な障がい者を受け入れられるグループホームをどのように増やしていくのか。少し大阪府の計画では重度化、高齢化に対応したグループホームの体制整備のことだけ書かれていますが、大阪府としていろいろな多様な障がい者を受け入れられるグループホームをどのように増やしていくのかということを、ぜひ考えていただきたい。

大阪市でも今考えていますのは、行動障がいの人を受け入れるということがなかなか嫌がられたりもしますので。あと、高次脳の人とか、医療的ケアという人の受け皿が本当になくて困っていますので、その受入になれた団体からアドバイザーを現地に派遣して、支援のこととか環境づくりをどのようにすればいいのかということを、実際のアドバイスがその人に応じて出来るような体制を、制度化をとりあえずしたのですが。まだ取組は始まっていませんが。そのような取組とか、体験の取組も、今自分のところは福祉ホームで昔つくりまして、今はグループホームに変わりましたが、３、４年どこで生活を一緒にして、介護の使い慣れですとかそのようなことを体験してから、そこからグループホームや独り暮らしに移行するというような、いきなりやはり独り暮らしということは難しいので、そのようなステップの場みたいなことを考えたりもしましたが、ステップで回転させていくためにはかなり大変でして、そのような取組についても検討すべきかと思っております。

　それともう一点ですが、今、地域拠点でも地域移行でも、要になりますのが相談支援になってきますが、指定相談支援がかなり厳しい状態、委託もそうなのですが陥っております。地域でも指定相談支援を増やす努力はしてきましたが、いろいろな法人にお願いして指定相談をやってほしいと。けれども一方で撤退が相次いでおります。大阪は特に重度の障がい者の地域生活も多いので、ケアプランを作ることがかなり大変です。いろいろなサービスを組み合わせて、いろいろな事業所と調節しなければいけないということで、あるいは８０５０という困難ケースの相談にも奔走しなければならないという状態が有り、それに対して報酬が低い中で撤退してしまう。あるいはバーンアウトしてつぶれてしまうとか。今年ありましたのは失踪されたケースもありました。相談支援専門員が。かなり厳しい状態にある中でもうこれ以上増えない。さらに来年度は基本報酬が減算されます。ますます撤退が増えて、撤退されますと１００ケースぐらいみんなに割り振らなければいけないような状態になってきていますが、それが既に撤退を受け入れる態勢が取れない。他の事業所でも。もうこれ以上の撤退は支えられないという状態になってきておりますので、ぜひ指定相談支援の来年度以降の見通し、今の現状のしんどいところを、大阪府としても実態調査をしていただいて、そこをどのように支えていくのか、増やしていくのかという辺りもぜひご検討いただけないかと思っているところです。

○牧里会長

はい。どうぞ。

○委員

行動障がいについてですが、先ほどはいいご提案で、そのようなコーディネーター派遣をするということは、すごく有効な対策だと思っています。強度行動障がい支援者養成研修というものが国の制度として出来てきて、今そのプログラム内容の見直しを今年度していまして、私もその研修検討委員で関わっていますが、課題は強度行動障がい支援者養成研修を受けた後の継続した現任研修をどうするのかという。この体制づくりが出来ていないということですので、そこをどのようにつくっていくのかということが、一つ大きな課題だと思っておりますし、千葉県ではそれが、福祉センターの虐待、要するに死亡という、利用者が殺されるという状況がありまして、その後、千葉県では圏域ごとかな、とにかく人数を絞って行動障がいの人の支援について専門的なコンサルテーションが出来る。要するにスーパーバイザーの養成研修というものを、人数を絞って計画的にしています。

　そのような取組をぜひ、私ども協会としても協力の中でやっていきたいと思っておりますし、府下では砂川厚生福祉センターがそのような役割を担っていただいて、施設、事業所に対する支援をされていますが限界がありまして、砂川厚生福祉センターは大阪府の機関なので、やはり異動も多いのです。そのようになりますと支援の積み上げがなかなか出来ないという。この公立の壁がありまして、ですからこれ、もっと民間のこのような支援力を活用されたほうがいいと思います。

　大阪府下でも行動障がいの支援について、先駆的にやられているところもありますから、そのようなところを活用して今あるそのような専門性を活用しながら、スーパーバイザーの養成研修みたいな仕組みをつくっていきますと、行動障がいの人に対する支援というものが積み上がっていくと思いますので。私らの協会としても協力したいと思っておりますので、前に進めていただければ有り難いと思っております。

○牧里会長

今の強度行動障がいの支援体制で、千葉のほうは何かあまりいい例ではありませんでしたが、ここはモデルになるようなところをもっと調べればどうかとかいう提案は何かありますか。先駆的にこのようなことをやっているからそれを勉強して、大阪府でどこかモデルでやるとか。

○委員

私どもの法人に来ていただければ。本当に行動障がいの２０点ぐらいの方、それから支援区分でいいますと５.８５の平均です。そのような方たちの支援をグループホームでしておりまして、関東のある市の市長さんまで来られたり、もちろん厚生労働省の課長さんなども取組を見に来られています。結構、研修受け入れもしたりですとか、私どもの法人の職員が全国あちらこちらに呼ばれて、研修の講師を引き受けたりしていますし、ぜひ足下に、大阪府下でもいい取組をしているところが沢山ありますので、そのような活用をもっと考えていただければいいかと思います。

○牧里会長

今日のずっといくつか問題提起とか事務局のお話しの中で、やはり市町村の役割といいますか、ということがなかなか議論がされてないような気がします。大阪府としては熱心かもしれませんが、肝心のやるのは市町村なので、今おっしゃった例も市町村がどの程度法人と連携してタッグを組むのかとか、それを大阪府はきちんと支援しているとか、このようなことを見せなければ、たぶん市町村で考えてくださいと言われても、そのようなノウハウとか技術とかスタッフがいなかったり、その中でとにかく相談体制を作ればいいのだということになりますと、先ほど委員さんがおっしゃったようにバーンアウトしてどんどん辞めていってしまうと。空回りしてしまうとかいうように、問題の発生をもう少し考えてみますと。では、市町村にどのようなやり方をやればいいのかとか、この辺りもし意見があれば頂戴したいと思います。はい、どうぞ。

○委員

行動障がいの関係については、全国的にもいろいろな取組がありまして、ご承知のように神奈川県は例のやまゆり園事件のあと、地域にどのように移行してもらうのかという受け皿づくりのために、やはり行動障がいの人たちはなかなか難しいところがあり、それでいきなりグループホームに行ってもなかなかそこで馴染めませんので、少しそのような強度行動障がいの人たちの支援プログラムを作るような機構みたいなものをつくって、そこから地域のグループホームに移行していくという。ワンステップ置くような取組をやっているところとか、それから、福岡市などは社協さんが中心になって、強度行動障がいの人が、例えばグループホームで生活をという形になったときに、そこのグループホームは今までそのような人を対応したことがないという場合については、日中活動のところとか、そのようなところの強度行動障がいの支援をしているスタッフを連携して派遣するという制度をつくっておられたりして、かなり連携型で行かなければ、一事業所に全部そこだけで見てくださいということはやはりかなりしんどい部分がありますので、何かそのような仕組みづくりもしなければ解決していかないのかということと。それともう一つ決定的なのは、やはり先ほどありましたが、何で入所施設はこれぐらい希望するのかという背景には、他に行くところがないとあきらめておられて、自分が倒れたあとはどうなるのという不安が非常に、親亡き後の問題として強い。だから入所施設というイメージしかないということが、やはり地域のご意見を含めた思いだと思います。

そうではなくて、このような形で親元を離れても暮らしていける条件というのは出来るのだということの実績をやはりつくっていかなければ、入所希望は絶対に減らないと思いますが、それと、では入所施設は本当にいらないのかという検討も、これももう一方できちんとしていくべきではないかと思います。全部が全部グループホームで対応できるのかということもありますので、何かその辺の現実的な課題のところをどのように捉えて分析するのかということをしていくべきではないかということが一つと、もう一つは、これは実は地域生活支援拠点というのは親亡きあとで、例えば親御さんと二人で暮らしていた人でお母さんが倒れた。そこで生活していけないからということになれば、地域から通報がもし入るとすれば、ネグレクト、要するに放置で、虐待で入るわけです。だからある意味ここの受付のところというのは、そのような事態になったときの対応というのは、逆に虐待防止センターなどの機能は市町村にあるわけですから、そことの連携の中で、そのような可能性を持っている人たちに対する支援と福祉サービスの利用の仕方みたいなものが連携していくような視点で考えられないのかという意見を出せば、なかなか虐待部署と障がい部署は少し別だという話になりますので、何かそのような社会問題として何が問題なのか、何が権利侵害なのかというところをベースにした組み立て方をやはりしていく。

そのような意味で市町村にもそのような状況で地域生活支援拠点がなぜ必要なのかという前に、そのような可能性を持った家族はどのぐらいいるのかという実態も把握した上で、何が課題なのかという、福祉サービスを利用していないケースも非常に多いわけです。そのようになれば、本当にいきなりロングショートの話をしますと、うちなどで把握している中身でいいますと、本人はショートに行きたがらないとか、それから行ってもそこでトラブルを起こして、結局また出てしまうとかいう方々、いろいろなところを転々としているという状況などがあります。

それは施設側だけの問題かと言えばそうではないわけで、何かそのような問題を社会的な問題として、行政がどのような政策をもってそこを進めていくのかという提案をしない限り、８０５０問題は解決しないのではないかと。精神の方々も同じような状況を抱えておられると思いますが。何かもっといろいろなところから、他府県もいろいろな取組をしていますので少しそこら辺を研究して、具体的に進まない理由は何で、どこに取りあえずはこの計画を進めるために大阪府は重点を置くのかというものを、やはりきちんと提案できるようにしていただきたいと思います。

○牧里会長

はい。貴重な意見をありがとうございました。はい、どうぞ。

○委員

今言われたことと関連しますが、精神の場合、実は十数年前、私は高槻市に住んでいますが、援護寮というものがありまして、ここでショートステイとか、それから独り暮らしに向けての訓練ができるものがありました。それで家族会の中でも何人かそのようなところを通じて一人暮らしに移行しているのです。

それがなくなってそこは今グループホームになってしまいましたが、このようなものをつくっていくというのは非常に重要かと思います。制度的にあるのかないのか知りませんが。それからもう一つは、このようなところで地域移行ができたような人たちの体験談といいますか、そのようなものをもっとまとめて整理して、この中で何が本当に必要なのかということが、具体的に出てくるのかと思います。そのようなデータの積み上げをやっていけば、かなり具体的な方向性が検討できるかと思います。

　それに関連していいますと、先ほどの退院の部分で、この１０年以上進まないというのは、実は親はもう高齢化していて、地域に突然その生活をしなさいと言ってもどのようなことをやればいいのか分からない。ピアの、これまでに退院した人の経験談を聞くとか、そのようなことももちろん必要ですし、今私が言ったようなそのような施策をもう少し考えて、そしてデータの積み上げをして、考えていくということをやっていけばいいと思いますし。そのようなことをやるのであれば、データを集めるための協力をやりたいと思います。以上です。

○牧里会長

はい。お待たせしました。どうぞ。

○委員

あまりにも行動障がいのことを言われましたので、自閉症の知的障がいのほうが、行動障がいの方がやはり３０代以上の方は、やはり障がいのことを知的障がいとか精神障がいで扱われてしまって、発達障がいというところを認識されていないところもありますし、親御さん自身もその人に対しての対応の仕方というものも、やはりそれなりにまだ理解されていない親御さんもいらっしゃいます。

その点で虐待とかそのようなことも出てくるのだと思いますが。今、大阪府は６箇所拠点で子どもたちにとって療育をしてくださっていますし、市町村もそれに対して対応してくださっていますので、これからはそのような子どもさんが増えるとは私は思っておりません。

ただ、環境整備をきちんと整えなければ、それはまた問題行動が起こるかも分かりませんが、それほど激しい行動障がいの方というのはこれからは増えないと思いますし、そのような方の支援の在り方というのは、やはり先ほどの委員さんのところがやっていらっしゃることをみんながノウハウで分かってくだされば、それ以上のことにはならないのではないかと思っています。

また、発達障がいのほうでは、支援マネージャーというものが、やはり全国に全部できていますので、そのような方が着実に少し増えて見ていただけるところが増えますと。もう少し対応の仕方ができてくると思います。だからその辺では障がい者の地域生活も少し充実してくるのではないかと。それでまた市町村のほうもそのような方が少なくなってきますと、また就労のほうにも目を向けていただけると思います。

就労移行のほうでは、やはり学校のときになかなか就職するときに支援される側が、この子は就職できる。この子は就職できないと分けられることが多いので、就職できる方は就労Ｂ型でも就労移行でもそちらへ行かれます。少し難しいと思う方は、親が生活介護を嫌だと言えば、就Ｂに行きますので、とか。またこの就労移行の全然できていないところに行く場合もありますので、やはり親の就労させたいという思いが、このような結果にもなっているのだと思います。だからやはりそのようなところでは、もう少し私たちもそのような問題行動が少なくなるように、環境整備を整えるほうに尽力していきたいと思います。よろしくお願いします。

○牧里会長

はい。問題提起、それから提案も含めて、いくつか意見が出てまいりましたが。今までの意見を聞かれて事務局から何かお考えはございませんでしょうか。もしあれば意見を頂戴したいのですが。

○事務局

施設入所者の地域移行と、それから精神障がい者の地域移行、さらには地域生活支援拠点の整備につきまして、いずれも目標達成をされてないということで、お詫びを申し上げますとともに今後、第５期の障がい福祉計画の達成に向けまして、尽力していきたいと思っております。

　それで地域移行なのですが、受け皿の問題でありますとか、あるいは人材の問題でありますとか、あるいは地域移行支援といった制度上の問題、さまざまな問題がございまして、なかなか進まないのかなと考えております。今年度、自立支援協議会の地域支援推進部会の中に、基盤整備促進ワーキンググループというものを再度設置いたしまして、それぞれの課題につきまして、少しご議論をいただきたいと考えております。

　委員のほうからもお話がございましたが、また我々事務局といたしましても、見学にぜひ寄せていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

　それから、ご質問がございました、広域コーディネーターの今年度の数と目標数というところですが、現在５名おりまして、６名が目標数でございます。なかなか年度途中になりますと、適任となる方の応募がないといった状況でございまして、引き続き精神保健福祉士会さんの協力も得ながら募集を続けておりますが、今はそのような状況でございます。

　それから、精神の障がい特性に合った改善とは何かというご質問もございましたが、こちらにつきましては、まず地域移行支援の支給決定までには時間がかかるといったこと。あるいは一旦決定いたしましても、地域移行に至るまでの期間が非常に時間がかかる場合があるということで、現行の６カ月という一つの支給決定期間は短いのだというところで、制度改善を要望しているところでございます。私、事務局からは以上でございます。

○牧里会長

他の部局から、ご意見とかございますか。はい。

○事務局

委員からお話いただきました福祉施設から一般就労への移行の関係で、私どものこの提出させていただいている資料では、ノウハウ不足や地域との連携が不十分なことによって実績のない事業所が平成２９年度は８０ありましたと記載していますが、この８０事業所のうち、就労移行支援の利用者の方、原則２年間利用していただいて一般就労していただくという考え方になっておりますが、この８０の事業所のうち開設後まだ２年を経過していないところが約３分の２ございます。２年を経過しているにも関わらず実績が出ていないところが、この８０事業所のうち２８事業所という位置づけになっております。先ほどノウハウ不足とか文書に記載させていただいていると申しましたが、各事業所によってそれぞれ努力はしていますが、実績が伴わないのだというところも、各事業所それぞれの悩みを抱えておられる。

そのようなところに対しまして、計画期間に合わせまして今年度から３年間かけまして、就労実績の高い事業所、あるいはその就労実績が高くてかつ定着支援にも取り組んで定着率も高いような事業所さんのスタッフが、実績のない事業所に赴いて、それも１回だけではなく何回か赴かせていただいて、そこで各事業所さんの困りごとに対する提案なりを行って行くというアドバイザー的な事業を今年度からスタートさせていただいております。

　今まだ途中経過なのですが、今年度そのような仕組みを設けさせていただいて、まず今年度このようなことを提案させていただいて、このような改善が出来たということにつきましてはまた翌年度、広く事業所さん向けのセミナーなどを通してご紹介することにより、事業所全体の就労支援力の質の向上を図っていきたいと考えております。

　それから、今回の報酬改定に伴って、Ｂ型事業所が月額の平均工賃により報酬が変わってくると、月額報酬が１万円に届かない事業所は前年度に比べて報酬が下がるという形になっております。これにつきましても、大阪府としても今の実情などを踏まえまして、例えば日額でありますとか、時間額というものも配慮するような形での報酬を見直してほしいというように引き続き他府県とも連携して、あるいは大阪府単独であっても、そのようなことを国に働きかけてまいりたいと考えております。

○牧里会長

事務局、まだありますか。はい。どうぞ。

○事務局

よろしくお願いします。私のほうからは２点ございます。強度行動障がいの障がいをお持ちの方の支援なのですが、先ほど委員のほうからもご説明・ご指示ありましたように、砂川厚生福祉センターを中心に研修等をやらせていただいておりまして、現在、基礎研修と実践研修をそれぞれやらせていただいているところです。委員のご提案といいますかご教授がありました千葉県でやっておられるような研修というものは、現在大阪府ではそのような形では行っていませんが、砂川からの移行を目指される方の予定先の民間事業所に対する出前研修的なものでありますとか、改修のための財政的な援助だとか、そのような取組を既にやらせていただいておりまして、砂川のほうからの移行を進めるということで、民間さんのバックアップをさせていただくということについて、一定取組をさせていただいているところでございます。

　ただこれは当然、今まで十分というわけではございませんので、先生のほうからご指摘のありましたことを含めまして、今後、民間さんのお力等、お借りしまして、どのようなことができるかということについて、今後も引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

　あと、相談支援の関係なのですが、毎年年度当初に定例の市町村の調査をやらせていただいておりまして、その中で計画相談支援の実施にあたっての課題と対応策といったものはどうですかということを、市町村さんにお伺いしているということがありますが。平成３０年、今年度４月の調査の一例でいいますと、相談支援の質の向上・スキルアップ等が課題であるといったことでありますとか、相談支援専門員の質の均一化でありますとか、継続的なケース支援会議が必要だといったような課題があり、それに対して市町村さんでやっていただいている対応策ということで、研修会をやっていただいているとか、連絡会等にオブザーバーの方に出席していただいているといったような対応策についてのご教授をいただいているところでございます。

　バーンアウトの問題でありますとか、人材育成につきましては、いろいろと考えていかなければいけないところなのですが、自立支援協議会のケアマネジメント推進部会におきまして、今年度、相談支援専門員の養成定着の仕組みについてということで、議論させていただいております。その中で市町村へのヒアリング等も今後予定しておりますので、その中で市町村さんに実態等をお伺いして、今後の大阪府の考え方等について、答えていきたいと考えているところでございます。

○牧里会長

他にありますか。事務局、もしあれば、もうないですか。今までの議論で報告したいこととか。はい。では、どうぞ。

○委員

もう一つ大阪府のほうでお願いしたいのは、グループホームの整備がなかなか進まない原因というのは、もちろん地域の問題もありますし、それから消防設備の問題があるなど、それから今、いろいろ夜間体制を敷いたときの休憩時間問題なども抱えているみたいですが、結構いろいろ問題が沢山山積みしていまして、私たちは地域における暮らしの場として位置づけているという国の制度だと理解していますが、各省が消防署はあれば福祉サービス事業だから消防法に基づいてスプリンクラーを付けなければいけないとか、国土交通省は、あれは寄宿舎だと言ってみたりとか、夜勤体制の問題もどのような解決策がいいのか。配置基準そのものに問題があるのだと思います。

制度を進めていく窓口になっている、そこで働いている人たちの労働条件の問題と制度がうまくリンクできていませんので、問題点がいろいろ起こってくるというところが、やはりありますので。そのような実態について、例えば大阪市などはもう少し地域でそのようなものが広がっていくような案をつくるなど、ホームページで紹介しますとおっしゃっていますが、だけどもう一方で地域の反発は、あれは住宅地に建てようとすれば寄宿舎ではないかと言われて反対されると、直接の理由はそうではないにしても。だから何かそのような部分のところを、やはりスプリンクラー問題ではずいぶんご尽力いただきましたが、このハードルの高さは結構、大阪府も感じておられるのだと思います。

大阪市もそれはもうほんとに他部局のハードルは非常に高いですということをおっしゃられますが、施策を進めていくための環境整備といいますか、省庁間調整も含めて、やはり府内でもそのような各部局とも調整するとかいうことを含めてやっていただかなければ、やはり基盤が広がらないと思います。

それから、やはり人も来ないと。しんどくて。だから２４時間の電話対応をすればいいといいますが、そんな２４時間拘束の勤務などは、民間では指示できないわけですから。管理職がするしかないみたいなことになれば、そのようなことは現実性がないわけです。だから何かそこら辺も制度的にどのようにして行くのか。課題の中でそこの労働条件をどのようにしていくのかみたいなことも含めた検討も一緒にしていただかなければ、取りあえずこのような制度を広げましょうというだけではどうにもならない状況が今出てきているのではないかと思いますが。その辺は消防と対応してもらったほうが、基盤整備なのですから消防だけではなくて、国土交通省の関係もありますし、何かめちゃくちゃハードル高いじゃないですか。あそこら辺の調整は無理なのですか。

○牧里会長

少し待ってくださいね。

○牧里会長

今すぐに答えるということではなくて、手を挙げておられましたが。

○委員

司会の方にお願いしたいのですが、前にも申しましたが、一人の発言があり、手話通訳を私はそれを見ています。発言が終わって通訳は少し遅れますから続けています。通訳が終わって私がそれを理解するためには、やはり皆さんとは時差があります。積極的に協議されるのは非常にいいと思いますが、ぜひその辺りは少し考えていただきたいと思います。

　いろいろな相談の特性があり、それぞれの立場の発言があることはいいと思いますが、私たちとしては手話を必要としている障がい者になります。その特性であり、また重複障がい者の人もいます。聞こえないことに合わせて他のさまざまな障がいを併せ持った人たちもいます。結局今も昔も同じなのですが、手話が通じない。そのような手話の通じる受け皿、施設がない。もういつも説明しているのですが、熊取にあるなかまの里、それは働ける場所、生活する場所は施設です。また、あいらぶ工房というのは、聴覚障がい重複の通所施設です。どちらも聴覚と他の障がいの重複を持った人の働ける施設なのですが、現在ありますのは大阪府下では二つだけです。

　またもう一つは大阪市立ろう学校、大阪府の管轄に変わりました。今は中央聴覚支援学校といいますが、そこがあります。大阪府内ではろう学校と言われるもの聴覚支援学校は四つあります。一つは高等部、だいせんです。もう一つは堺、そして生野、先ほど申しました中央聴覚、四つのろう学校ですが、中央の学校は寄宿舎が現在あります。でも他の三つには寄宿舎はありません。

　聴覚障がいで重複を持っている子どもを抱える親というのは、生活が非常に大変です。出来れば家の近くの学校に通わせたい。でもそれが出来ない。それは手話が通じない学校ばかりだからです。ですからわざわざ中央聴覚の寄宿舎にお願いして、そこに入っています。

調べてみれば分かると思いますが、寄宿舎に入っている生徒のほとんどが聴覚と重複の障がいです。問題になるのは、卒業したあとのことです。ではその子たちはどこへ行くのか。手話の出来る、また、手話で支援の出来るスタッフがいるような施設というのは、一体どれだけあるのでしょうか。まずその壁にぶつかります。なかまの里の場合は生活の施設ですので、親としてもそこに預けられれば安心なのですが、もう２５年前に出来た施設ですので、今入っている重複の方たちは皆さん高齢化しています。ほとんどの方の親はいらっしゃいません。でも、そこで生活は今しておられますが、その次に入ってくる人たちが入れない。

　ですので、今私たちは泉州の貝塚で新しい施設を造っていく、そのような計画を進めています。そこになかまの里から通って行く。そのようにしますとなかまの里が少し空く、そこにまた通える人がいるということで調整を考えています。施設を造ってそこに行くということを地域移行と言っていいのか分かりませんが、一般の会社に入る場合は地域移行になりますが、手話で会話が出来る環境条件が必要ですので一般就労は非常に難しいです。

　また、あいらぶ工房というのは通所施設ですが、そこは今定員がいっぱいになっています。中央の聴覚支援学校に通っている子どもたちの将来を考えた場合、もう今のあいらぶの定員では入れません。そのあとまた作業できる場所、手話で会話が出来るところがありません。ですからあいらぶ工房では、グループホームを建てる必要があるのではないかという話も出てきています。それぐらい、私がいいたいのは手話で生活が出来て仕事が出来て作業が出来て、手話で支援をしてもらえるスタッフのいる施設、そのようなものがあるかどうかで入るところを決めるわけです。

でも、大阪府の中でいいますとそのような施設は本当に少ない。実際に手話を必要としている人も少ないですが、今日の報告を見ますと、その中で手話が出来る人がいる通えるところがあるかどうかも分かりません。あとでもいいのでこのような状況はどのようになっているのか。では、地域移行をしたいと思ったときに、本当に聴覚の人が地域移行が出来るのかどうかを教えてほしいと思います。

　また、今福祉の介護の人材が足りないとおっしゃっていましたが、人材が少ないので障がい者の支援をやろうと思ってもなかなか難しい。それは大きな社会問題になっていると思います。その中でまた手話の出来る人材はもっと少なくなるわけです。その辺りのことを支えるスタッフの人たちの課題もまた大変なことだと思います。そのことはまた考えていっていただきたいと思います。以上です。

○牧里会長

はい。ありがとうございました。あと２０分ぐらいしかなくなってしまったのですが、部会の報告もございまして、いかがいたしましょうかということなのですが。少し待ってくださいね。今、質問が出ました。ご意見、手を挙げられましたので、またもう少し減るかと思いますが、どうしましょう。延長ということもありますが、いろいろご予定を組んでいらっしゃる方もいると思いますので。１０分だけ延長しましょうか。それは困るという方もいらっしゃるかもしれません。

○委員

私の発言したいことは次回でもいいです。

○牧里会長

どうでしょうか。特にどちらも反対も賛成もいいたくないと。ということで、座長の独断で１０分延長させていただきたいと思います。ご用のある方もいらっしゃると思いますので、自由に退席していただいて結構ですが、委員会としては１０分延長して、部会報告もきちんと受けたいと思います。はい。どうぞ。

○委員

はい。今、施設あるいは病院、そのようなところから地域移行が、やはりこれからもどんどん推進していかなければいけない。それは非常に、もちろんそのとおりだと思っておりますが。私たちは精神科医療という立場で、最近非常に気になっていますのは、地域移行なされた精神障がい者の皆様方が、その後の地域での生活を通じて再入院をされるという率がやはり結構あるわけなのです。

　特にデータ的には入院期間が短い人たちの再入院率と１年を超えた長期の方たちの退院後の再入院率を比べてみますと、やはり長期の方たちが退院されてから、その後再入院をされる率のほうがやはり高いのです。これはやはり地域の中でどれだけ地域移行された方たちに対して生活を支える、そのような社会的なシステム、資源がしっかりと充実しているのかどうか、やはりこの辺りから一つの調査として、これから地域で支えるシステムをより充実させていかなければいけないと思います。

　精神に限って申し上げますと。第５期の障がい福祉計画から、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムというものが国のほうからも示されて、それの協議の場をそれぞれの自治体、あるいは市町村で協議の場を運営していくということが、成果目標にはなりましたが、やはりこれは単にそこで協議をするということだけではなくて、実際に精神障がい者の皆様たちが地域で生活する際の実行性のある、そのようなシステムにしていくということを、行政のサイドでも十分に理解はしていただいているかとは思いますが、やはり再入院という切り口から見ても、ぜひそのような率が低くなるような、そのような福祉施策が必要ですし。それともう一方は医療の充実ということがあり、はじめてそのようなことの防止がされていくのではないかと思っておりますので、ぜひその辺りも一つの視点として、今後も持ち続けていただければ、そのように思っております。以上です。

○牧里会長

はい。まだ、まだ意見があるかもしれませんが、先ほど申し上げましたように部会の報告と検討もお願いしたいので、一応、第４期大阪府障がい福祉計画の達成状況に係るご意見についてはこれで締めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

　はい。それでは、今日二つ目の課題ですが、障がい者施策推進協議会の各部会の活動状況報告をいただきたいと思います。

○事務局

　はい。事務局でございます。資料２でございます。「平成２９年度障がい者施策推進協議会各部会の活動状況について」という資料をご覧ください。本協議会の下には、現在個別の政策課題への対応を検討していくということの下に、六つの部会がぶら下がっているという状況になっております。このそれぞれの部会につきまして、昨年度の活動状況、そして今年度の予定につきまして簡単にご報告をさせていただきたいと思います。

　資料の裏面をご覧ください。点字では４ページになります。まず、一つ目の部会でございます。社会福祉施設等施設整備費補助金等審査部会ということでございまして、施設整備に係る国庫補助対象になる施設を選定する審査会ということでございます。こちらは年１回開催しておりまして、非公開で実施、開催ということで活動をしているところでございます。今年度につきましても、年末から年始にかけまして開催を予定しているというところでございます。

　続きまして、平成３０年度から新設されております意思疎通支援部会でございます。点字資料は５ページからでございます。特に専門性の高い意思疎通支援を行う方の要請、派遣等の在り方について、審議をいただいているところです。今年度は２回開催の予定です。７月と来年の２月ごろということでございます。今年の７月に開催しました際の審議内容につきましては、今後の部会の検討方針や進め方の確認を行いました。今後の検討の方向性といたしましては、ワーキングを三つ立ち上げてそれぞれ専門的に議論をしていくということでございます。

　ワーキングの中身といたしましては、一つ目が盲ろう者の通訳介助、二つ目が手話通訳、三つ目が要約筆記、新たな意思疎通支援などということになっております。

続きまして、点字資料では６ページに入りますが、手話言語条例評価部会でございます。大阪府で選定しております手話言語条例に基づく各種施策への助言や評価というものを行っていただいております。昨年２９年度は２回開催しております。その中では言語としての手話の普及啓発、乳幼時期からの手話の修得の機会確保に係る取組等につきまして進捗状況を行わせていただき、委員の皆様から評価、助言を受けたというところでございます。

今年度につきましては、年末に１回開催予定ということになっております。

続きまして、身体障がい者補助犬部会でございます。点字では７ページからになります。身体障がい者補助犬の使用機会の提供を行う方の選考を行っていただいているということでございまして、どなたに補助犬を使っていただくのかということを選考する部会でございますので、こちらも非公開で年１回、８月に開催させていただいております。

続きまして、点字では８ページでございます。アートを活かした障がい者の就労支援事業企画部会でございます。アートを通じた障がい者の就労支援というものについて、ご議論をいただいております。昨年度につきましては、９月に１度開催させていただきまして、これまでの成果と今後の方向性についてということでご議論をいただきました。

大阪府では、これまで公募展というものを開催しておりましたが、今後の方向性についてこれまでの実績・経過等を踏まえて、支援対象とすべきアーティスト、事業所の発掘という観点、それから公募展そのものの効果というものも考慮して複数年に１回、公募をやっていくということも視野に今後の在り方を検討していくべしというご審議をいただいたというところです。今年度につきましては、来年２月ごろに開催を予定しております。

最後でございます。点字資料では９ページの初めになります。障がい者スポーツ普及促進部会でございます。こちらにつきましては、昨年度末に廃止という形になっております。今部会につきましては、国からの委託事業でございます障がい者スポーツ普及促進事業の受け皿的な部会ということになっておりまして、委託事業は平成２９年度で終了したということをもちまして、昨年度末で部会自体の役割は終了したということで、廃止ということにさせていただいております。２９年度につきましては、事業の実績報告をさせていただいたということになっております。事務局からは以上でございます。

○牧里会長

はい。ただ今の部会報告につきまして、皆様のほうからご意見、ご質問ございませんでしょうか。先ほど出た意見は地域支援拠点とかグループホームを巡る課題とか、地域移行におけるさまざまな障壁といいましょうか、そのようなことを検討する部会はどこにあるのでしょうか。

○事務局

はい。そちらは自立支援協議会のほうの部会として設置させていただいております。

○牧里会長

そうしますと自立支援協議会から出てきた提案を、ここで議論するということはどのようになりますか。

○事務局

そうですね。大阪府は、本日ご議論いただきました障がい福祉計画の進捗管理の中でもやっていただくこともございますし、次回予定しております障がい者計画の中でもご検討、ご議論していただけるのかと思っております。

○牧里会長

はい。どうぞ。

○委員

こちらでも差別解消部会というものがありましたが、それがなくなって今議題とかで議論されているかと思いますが。この間、グループホームでは大阪市で１５年暮らしてこられたグループホームが、分譲マンションから追い出されるという裁判が、大阪地裁で始まりまして、今ちょうどそれにも関わっていますが、消防法がらみを理由にして追い出されるということになっているようで、結構今は消防法でも解決が全然できていなくて、大阪市は特例をつくりましたが、一人の人が区分３から４に上がっただけで、いきなりスプリンクラーを付けなければならないという問題があちらこちらで出始めていまして、もう今は経過措置もありませんので、すぐにスプリンクラーを付けろという話になったりする。それでスプリンクラーを付けなければどのようになるのかと言えば、公表されるのです。市のホームページにさらされます。違反物件として。そのようなことがこの間に数件発生しておりまして、少しその辺、消防法と差別が絡んで、いよいよややこしい問題になってきております。

やはり実際には、これは施設のコンフリクトといいますか、そのような問題であり、それが消防法だとか建築基準法に引っかけて差別はしていない。こちらは問題で危ない建物だからみたいな形で広がっていくことが非常に恐ろしくて、今裁判の成り行きを見守っているところなのですが。今、障がい者が単身で暮らすと言ってもなかなか家主が貸してくれなかったり、入居差別、地域の差別があったりしますし、グループホームもしかりです。

　そのような差別に対して啓発をどのように進めていくのか、地域住民や家主に対して、保証会社とかも含めて啓発をどのようにしていくのかということが、本当にこれからネックになってくるのではないかと考えられますので、差別解消の取組ともリンクして、住宅部局ともリンクして、その自立支援のワーキングでできるのかどうか分かりませんが、社会啓発を進めていくための機能をぜひとも設けていただきたいと考えております。

○牧里会長

その裁判になっていることは少し知らないのですが、そのような障がい者の居住の権利といいますか、日本国憲法に書かれている居住権ということは、それに抵触するという議論もあるのですか。

○委員

もちろん弁護士の方は今まで長年、１５年住んでこられて全然トラブルになっていないのに追い出されるということはどのようなことだと。居住権もあるだろうということで、区分所有法でしたか、そのようなことでも争うみたいに言っていましたし、もちろん差別解消法でも、そのグループホームを名指しにして追い出すみたいな、分譲マンションなので管理規約を２年前に変えているわけです。

それで追い出そうとしているのですが、その管理規約が区分所有法に照らして見ますと、無効であるのではないかとか。あるいはその差別解消法でもグループホームを名指しで排除しようとするのは内閣府としてもいかがなものかみたいな話も少ししていまして、その辺での争いはしていくつもりですが、向こうは何か消防法の方で、建物全体を点検しなければいけないから、年間に何十万も余分にかかる。

そこをどのようにほどいていくのかということと併せて、やはり差別はいけない。あるいは個別事案がでてきたときに、行政がしっかりコンフリクトに対して介入していくような、そのような取組も必要になるのではないかと思っておりますので、ご検討をお願いしたいと思います。

○牧里会長

事案そのものについてどうのこうのというのは難しいでしょうが、そのようなことを通じて何が問題なのかとか、その問題構造をきちんと知るという啓発は少し考えたほうがいいですね。特に地域移行になりますと住まいというものが保証されなければいけないわけですが、当然今日はそれに伴う支援とかケアとか、サポートの議論が集中しましたが、そもそも基盤になる住まいが保証されていないということであれば、地域移行も実際は難しいことになります。

そのようなことも含めた、他部局、他省庁との関係でどうなのかということも議論しなければ、地域移行ということもなかなか難しいと。みんなが理解すれば済む話ではなくて、基盤そのものが歪んでいるという認識をみんなが共有しなければ、解決の道筋は見えてこないのではないかとか、そのように思いましたが。これも部会で結構、細かいところまでももんでいただいて、またこの全体会議に課題として挙げていただくということを、ぜひともお願いしたいと思います。

　他にどうでしょうか。ご質問、ご意見はないでしょうか。部会に対してこのようなことをもう少し詰めて議論してほしいとか、特になければ、実は委員から内々に少し問題提起したいことがありますことを聞いていますが。すみません。事務局、先にそれをやりましょう。では、事務局からご説明をいただきます。

○事務局

すみません。資料３でございます。大阪府の障害者施策推進協議会要綱というものを定めておりまして、この中にどのような部会を設置するのかということを定めているわけですが、先ほどもご説明させていただきましたとおり、平成２９年度で障がい者スポーツ普及促進部会というものが廃止となっておりますので、要綱上削除したいということで、ご了承を得たいと存じます。よろしくお願いいたします。

○牧里会長

はい。その他の事項になりますが、協議会要綱、スポーツ普及促進部会というものが、一応先ほどご説明がありましたような事情で必要性がなくなりましたので削除したいという提案ですが、よろしいでしょうか。はい。では、異論はなかったということで、お認めいただいたということにさせていただきます。

　先ほど失礼しました。委員さんから、問題提起したいということを事前に伺っておりまして、では、どうぞおっしゃってください。

○委員

今資料が配られていると思いますが、寝屋川市で監禁死亡事故がございました。少し読み上げます。昨年の年末に寝屋川市で発生した精神疾患の娘さんの死亡事故は、事件の真相は分かりませんが、悲惨で不幸な事故でした。娘の病状、外部の目から隠そうとして長期にわたって娘を閉じ込めていた。精神疾患に対する社会の目から逃れようとした極端な事例だと思います。

　この事件発生からまもなく１年を迎えます。原因などは十分明らかになっていませんが、今後どのように我々はこの事件に向き合っていくのかを考えたいと思い、次の３項目を挙げました。

　１番、精神科医療中断者へのフォロー。精神科の専門医を受診しながら、その後の治療が継続されず、治療とのつながりが軽薄になっていたこと。このことについて行政、医療機関は今後どのように取り組んでいこうとしているのでしょうか。現在どこかで検討が進められているのでしょうか。検討を深める際には、医療の中断者のみではなく、背景に多数存在すると思われる未治療者への対応などについても検討されることを望みます。

　２番目です。学校教育での取組。今回の事件では娘さんは小学校６年の３学期ごろから学校を休むようになり、中学校には１日も登校しなかったようです。また、同級生が本人の元気のなさ、青あざなどに気づき心配して担任の先生などに相談しているようです。学校からのアプローチはどのようなものだったのでしょうか。教育委員会、市役所等への相談はなかったのでしょうか。精神の病気はどのように対応すればいいのか分からないことがあり、精神疾患に対する先生方の悩みは深いものがあると思います。先生方ばかりではなく、住民の理解もなかなか進まない現状にあります。これについては学校教育において、早くから理解を深めることが重要であると言われてきました。大阪府においても精神疾患に対する早期教育の検討をお願いしたいと思います。

　３番目、精神疾患への住民の理解促進。現在、精神科の病院に通院している人は３００万人以上となり、国民の４０人に一人が精神疾患を患っていて、精神疾患は風邪などの一般疾病と同等なものという見方も広がってきています。一方で我が国においては、精神疾患を特別なもの・怖いものと捉える強い国民感情があり、その背景にはこれまでの座敷牢等による監禁の歴史や入院偏重とも言える現在の医療の在り方が大きいと考えられます。

精神疾患に対する差別と偏見は、家族や当事者にとっても一般社会と同様です。今回の事故を受けて家族会の会員がテレビや新聞に実名で登場し語りました。事件そのものが根絶するものではありませんが、その背景や行動に至った心情には理解できるものがある。精神障がい者を抱えた家族の思いを広く知ってもらいたい。

少し別の話になりますが、２００６年に国連において障がい者権利条約が採択され、障がいを社会との関連に位置づけること、合理的配慮という新しい考え方が導入されるなど、あらゆる形態の差別を禁止する大きな前進の方向が示されました。我が国におきましても障がい者差別解消法、障がい者や虐待防止法、障がい者基本法の改正等がなされ、大阪においても大阪府障がい者差別解消条例の制定とともに体制整備等が進められました。

大阪府においては障がいと障がい者に対する住民の理解促進について具体的な取組が検討されていますが、その中で精神障がい者家族の活用をぜひお願いしたいと思います。

私たちは今後ともいろいろな場を通して精神疾患及び精神障がい者を理解していただくためやっていきたいとも考えています。

　このような考え方の下でこのような資料を出しましたが、今回の事件は大阪におきまして発生した衝撃的事件でありますし、問題点の把握、対策のトレースなどにつきまして、今後本協議会において協議されることを希望します。ぜひこの場で協議していただきたいと思っています。

○牧里会長

はい。提起されましたように、寝屋川の監禁死亡事件について考えなければいけないことが沢山ありますので、この協議会の場においても少し時間を取って議論をしたほうがいいのではないかというご提案なのですが、これについてご意見ございますか。皆さんのほうから。この協議会で議論するということは、引いては大阪府がこの事件に対してどのような対応をするのかということにもなっていくわけですが、直接ストレートに私たちの考えたことが大阪府の意見というわけではないでしょうが、大阪府の意見をつくっていただくためにここで議論をして、このような点は見逃してはいけないとか、このような点は重要だとか、そのようなことはこの協議会で議論しなければ大阪府としてもまとめにくいということもあるかもしれませんね。特にご意見はないですか。はい、どうぞ。

○委員

長期計画でも地域を育む項目のときにこの寝屋川の問題とか、８０５０問題とか待ったなしの問題でありどのようにするのかということを、前へ進めようということが書かれたかと思いますので、その具体策としてどのようにしていくのかを今後推進協議会で併せて議論されるのがいいかと思いますがいかがでしょう。

○牧里会長

はい。ありがとうございます。他にご意見ございますか。

○委員

大阪府としてはどうなのですか。

○牧里会長

では、聞きましょうか。大阪府としては、今の提案について、どのようにお考えなのか、お聞かせ願えますか。

○事務局

はい。それでは事務局のほうからご回答させていただきます。まず、寝屋川の事案そのものにつきましては、平成３０年２月に障がい者虐待防止推進部会におきまして、事案報告し議論をさせていただきました。再発防止に向けました事件の検証を寝屋川市に働きかけるべきというご意見を受けまして、寝屋川市宛てに事例検証、そして改善に向けました今後の取組について、検討を促す文書を大阪府から発出しております。

　また、児童虐待防止担当からは、各市町村の児童福祉主管課宛てに居住実態の把握が出来ない児童への対応の徹底を依頼する文書等につきましても発出したところになっております。

本協議会での取扱ということでございますが、先ほどご発言いただきましたが、昨年度、議論いただきました障がい者計画の見直しにあたりましては、障がい者制度全般に渡る改革によります法律の制定改正などの状況変化に加えまして、このような自然災害、事故、そして寝屋川事件をはじめとします痛ましい事故などによりあぶり出されました障がい者施策全般に係るさまざまな課題を整理し、具体的な取組、そして課題認識といったものを、後期計画のほうに盛り込んだということになっております。

　次回、年度末に開催予定の本協議会におきましては、そのような障がい者計画の進捗状況についてのご報告を議題として予定しておりますので、この障がい者計画に位置づけられました大阪府の各部局におけます具体的な取組についてご確認をいただく中で、ご指摘の視点も含めましてご議論いただければと考えております。

○牧里会長

はい。すみません。延長した時間を過ぎてしまいました。ほんとはこれをもう少し議論したいところなのですが、今事務局からご説明のありましたように、次回の推進協議会で何らかの時間を取っていただいて、計画がらみで皆さんからまたご意見を頂戴したいということにさせていただいてよろしいでしょうか。はい。何か問題提起していただきながら、すぐに議論ができなくてすみません。時間の都合もありますのでこれで閉会にしたいと思いますが、アナウンスは他にありますか、事務局から。特にないですか。

それでは、延長していただきまして、ご協力ありがとうございました。これで閉会いたします。どうぞ。

○事務局

ありがとうございました。それでは、閉会に当たりまして、障がい福祉室長の福本よりご挨拶申し上げます。

○事務局

障がい福祉室長の福本でございます。本日は、大変長時間にわたり貴重なご意見を多くいただきまして、誠にありがとうございました。

　本日、地域移行や就労支援、そのような分野を含め障がい特性に応じた受け皿の問題、それから支援していただく人材育成の問題、それから地域の理解といった課題、それから福祉分野に留まらず他分野にまたがる制度的ないろいろな課題があるということ。いろいろご意見を賜りまして、我々問題意識をさらに深めながら取り組んでまいりたいと肝に銘じた次第でございます。

このようなさまざまな貴重なご意見を踏まえまして、障がい者計画の基本理念でございます「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を目指してまいりたいと考えております。市町村をはじめまして関係機関、本日も関係部局も同席させていただいておりますので、幅広く協議させていただきながら、より充実した障がい福祉施策を推進してまいるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれては、今後とも我々に貴重なご意見を賜りましてご支援をいただきますように、重ねてお願い申し上げたいと存じます。本日は長い間大変ありがとうございました。お世話になりました。

○事務局

以上で「第４５回大阪府障がい者施策推進協議会」を閉会させていただきます。本日は、長時間にわたりありがとうございました。